平成２８年（フ）第２３３０号
東京都杉並区和田３丁目29―11―203
破産者　馬場　美彦
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３４７号
東京都品川区二葉４丁目９―10―401
破産者　遠山　太助
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３４９号
東京都府中市是政４丁目４―22―116
破産者　山田　直樹
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３８３号
東京都新宿区百人町２―８―13―903、住民票上の住所千葉県南房総市富浦町多田良872
破産者　笹子　理慧
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３９２号
東京都港区赤坂２丁目12―30―1603
破産者　中山　貴之
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４０２号
東京都江戸川区篠崎町１丁目17―18　スーペリアキタザワⅡ204
破産者　及川　由美
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４５１号
東京都練馬区石神井台３丁目37―５―201
破産者　山口　　立
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４６０号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目24―17―102
破産者　松本　隆賀
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４８３号
東京都板橋区成増３丁目29―10
破産者　高橋　利昌
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５４３号
東京都江東区辰巳１丁目４―24―802
破産者　小野　千尋
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５５８号
東京都練馬区旭丘１丁目43―11―201
破産者　町田ゆり子
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５８８号
東京都江東区豊洲５丁目３―５―1302
破産者　中里　　章
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５８９号
東京都杉並区高円寺南３丁目15―12―103
破産者　廣田　　實
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７６号
栃木県鹿沼市貝島町554番地８、前住所福島県耶麻郡猪苗代町大字中小松字小平潟23番地１
破産者　佐藤みさ子
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６号
栃木県日光市猪倉3507番地357
破産者　髙橋　隆男
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６号
栃木県那須烏山市田野倉10番地１
破産者　八重樫　亮
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６号
栃木県栃木市箱森町25番59号
破産者　岩崎喜久雄
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０８号
栃木県宇都宮市八千代２丁目11番11号
破産者　岡田　邦夫
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３７号
栃木県佐野市下彦間町1014番地２
破産者　永冶　直美（旧姓安江）
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６２３２号
東京都葛飾区青戸１丁目１―１―101、開始決定時の住所東京都葛飾区立石２丁目11―６
破産者　太田　治夫
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６８６号
東京都中央区月島２丁目10―１―510
破産者　齋藤　宗孝
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６６２号
茨城県かすみがうら市稲吉３丁目３番２号
破産者　株式会社ベストシステム
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部